

## 小規模な建築物等の用途変更をご相談の方へ

### ご来庁の前に

○事前の日程予約をお願いいたします。

○窓口でご相談いただける内容は、下記のとおりです。個別の物件の法適合チェックや、具体的な改修に関するご相談は、建築士等の有資格者に依頼していただきますようお願いいたします。また、補助金等の申請に係る書面の記入や作成補助も行っておりませんので、ご了承ください。

### 窓口で確認・相談できること

#### 805窓口

- 既存建物の履歴（建築計画概要書、記載事項証明書）
- 都市計画情報（用途規制等）

#### 807窓口

- 建築基準法上の用途判断
- 用途変更後の法規制の概要（法適合チェックとは異なります）
- 用途変更に関する手続きの要否